

# 追 録

『<令和4年3月申告用>所得税 確定申告の手引』につき、印刷終了後に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の改正（令和3年12月27日 財務省令第81号）がありましたので、該当箇所につきましては以下のように読み替えてご使用ください。

税務研究会出版局

ページ	改正前	改正後
11 頁 上から 16 行目	<p>1 市町村又は特別区から家計への支援の観点から給付される一定の給付金【<u>いわゆる 10 万円の特別定額給付金</u>】（新型コロナ特例法 4 ①、新型コロナ特例規 2 ①）</p> <p>2 市町村又は特別区から児童の属する世帯への経済的な影響の緩和の観点から児童手当の支給を受ける者等に対して給付される一定の給付金（新型コロナ特例法 4 ①、新型コロナ特例規 2 ②③）</p>	<p>1 市町村又は特別区から家計への支援の観点から給付される一定の給付金【<u>特別定額給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金</u>】（新型コロナ特例法 4 ①一、新型コロナ特例規 2 ①）</p> <p>2 市町村又は特別区から児童の属する世帯への経済的な影響の緩和の観点から児童手当の支給を受ける者等に対して給付される一定の給付金【<u>令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金</u>】（新型コロナ特例法 4 ①二、新型コロナ特例規 2 ②③）</p>

（アンダーラインの付いている箇所が改正のあった部分です）

（令和3年12月27日現在）

## 正誤表

『<令和4年3月申告用>所得税 確定申告の手引』の記述に誤りがありましたので、お詫  
びの上、以下のように訂正させていただきます。

税務研究会出版局

ページ	誤	正
803 頁 下から 22 行目	… 1 m <sup>2</sup> 当たり <u>43,800 円</u> …	… 1 m <sup>2</sup> 当たり <u>45,300 円 (平成 26 年 4 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの間の入居については 43,800 円)</u> …

(アンダーラインの付いているところが訂正箇所です)

(令和4年2月2日現在)

## 追加情報

令和3年分確定申告については、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができます。

詳しくは、国税庁のホームページなどをご確認ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0022001-187\\_04.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0022001-187_04.pdf)

税務研究会出版局

(令和4年2月10日現在)

## 追加情報

令和3年分確定申告について、令和4年3月14日（月）から起きたe-Taxの接続障害の影響により、令和4年3月15日（火）までにe-Taxで申告書を提出できなかった方は、令和4年4月15日（金）までの間、申告・納付期限の延長を申請することができます。

詳しくは、国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）において公表されている「3月14日から発生したe-Taxの接続障害への対応等（令和4年3月22日更新）」などでご確認ください。

税務研究会出版局

（令和4年3月23日現在）